

環境影響評価手続きにおける配慮書の想定区域と方法書の実施区域の相違事例の整理

～国土交通省所管の道路環境影響評価の事例について～

小田 正明〇、吉田 豪、松宮 里那、久保 圭汰、石黒 賢一、勝亦 修、渡邊 幸平、海老原 学、内田 栄太

大日本ダイヤコンサルタント株式会社

1. 目的と課題

1. 1. 相違事例の程度
1. 2. 法的な位置づけ
1. 3. 配慮書のやり直し要否
1. 4. 計画段階評価との関係
1. 5. 方法書の経緯の記載事例
1. 6. 実務上の課題

2. 結果の概要

2. 1. 本線ズレ 1 件、IC はみ出し 3 件、本線ズレ+IC はみ出し 1 件、計 5 件を確認
2. 2. 想定区域と実施区域の相違は「あり得る」(環境省「計画段階配慮書手続きに係る技術ガイド」)
2. 3. 配慮書のやり直しは法的に不要。
2. 4. 地方小委員会にかけた事例あり
2. 5. 事例 1 件を紹介
2. 6. 見直し検討、地域概況区域の拡大、環境影響評価項目の追加検討、現地調査範囲の拡大、送付市町村の拡大

3. 背景 (各手続きの流れとポイント)

計画段階評価 (事業予定者：国等) ガイドライン	環境影響評価 (事業予定者等：国等) 環境影響評価法 (道路環境影響評価の技術手法)	都市計画決定 (都市計画決定権者：県等) 都市計画法	ポイント
地方小委員会 (整備局) ・ 地域の概況把握 ・ 自治体の意見照会等 【複数のルート帯】			計画段階評価では、 ・ 地域の概況把握の範囲は、「関係する範囲」で、明確な目安なし。 ・ 自治体の意見照会範囲は、「関係する範囲」で、明確な目安なし。 ・ ルート帯は、10 万分の 1 地形図程度のスケールで、全幅 1km 程度の帯状の形状で模式的に示す。
↓	配慮書 【複数の実施想定区域】 ・ 地域の概要把握 ・ 主な環境要素の影響評価 ・ 自治体の首長意見		配慮書では、 ・ 地域の概況把握の範囲は、「実施想定区域から概ね 3km 範囲」(技術手法より解釈)。 ・ 影響評価を行う環境要素は「重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素」(国土交通省令第 5 条)。 ・ 自治体の意見照会範囲は、「関係する地方公共団体」(国土交通省令第 14 条)。 ・ 対象事業実施想定区域は、「当該事業の実施が想定される区域」(環境影響評価法第三条の二)で、10 万分の 1 地形図程度のスケールで、計画段階評価のルート帯と同じ全幅 1km 程度の帯状の形状を示す場合が多い。
地方小委員会 (整備局) 【ルート帯】	→ ↓ ←	都市計画決定権者からの 協力要請書	
	方法書 【単一の実施区域】 ・ 地域の概況把握 ・ 影響評価項目と手法選定 ・ 自治体の首長意見		方法書では、 ・ 地域の概況把握の範囲は、「一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」(国土交通省令第 18 条)で、「実施区域から概ね 3km 範囲」(技術手法)。 ・ 評価項目は、影響が「極めて小さい」「存在しない」もの以外(国土交通省令第 21 条)。 ・ 自治体の意見照会範囲は、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長」(環境影響評価法第六条)で、地域概況範囲と同じ。 ・ 対象事業実施区域は、「事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築)が「実施されるべき区域」(環境影響評価法第二条 1 項、五条 1 項 3 号)で、5 万分の 1 地形図程度のスケールで、計画段階評価のルート帯と同じ形状を示す場合が多い。
	準備書	都市計画案	
	評価書	都市計画決定	



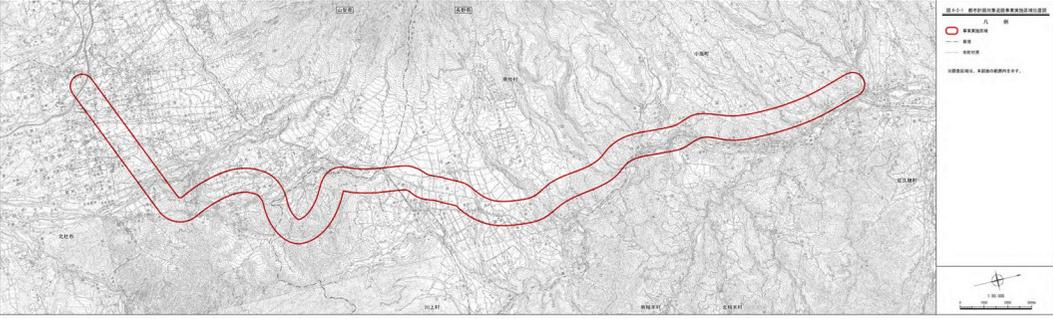
4. 材料と方法

公表された地方小委員会資料、配慮書、方法書等について、当社保管の複製やインターネットを用いて調査し、重ね合わせ等により整理した。
 なお、当時の資料が公表されていない等の理由により確認できなかった事例があるため、個別の事業の経緯については事実誤認を含む可能性がある。

5. 結果

5.1. 相違事例の程度

(1) 中部横断自動車道（長坂～八千穂）方法書（R1 年）実施区域と配慮書の実施想定区域の違い

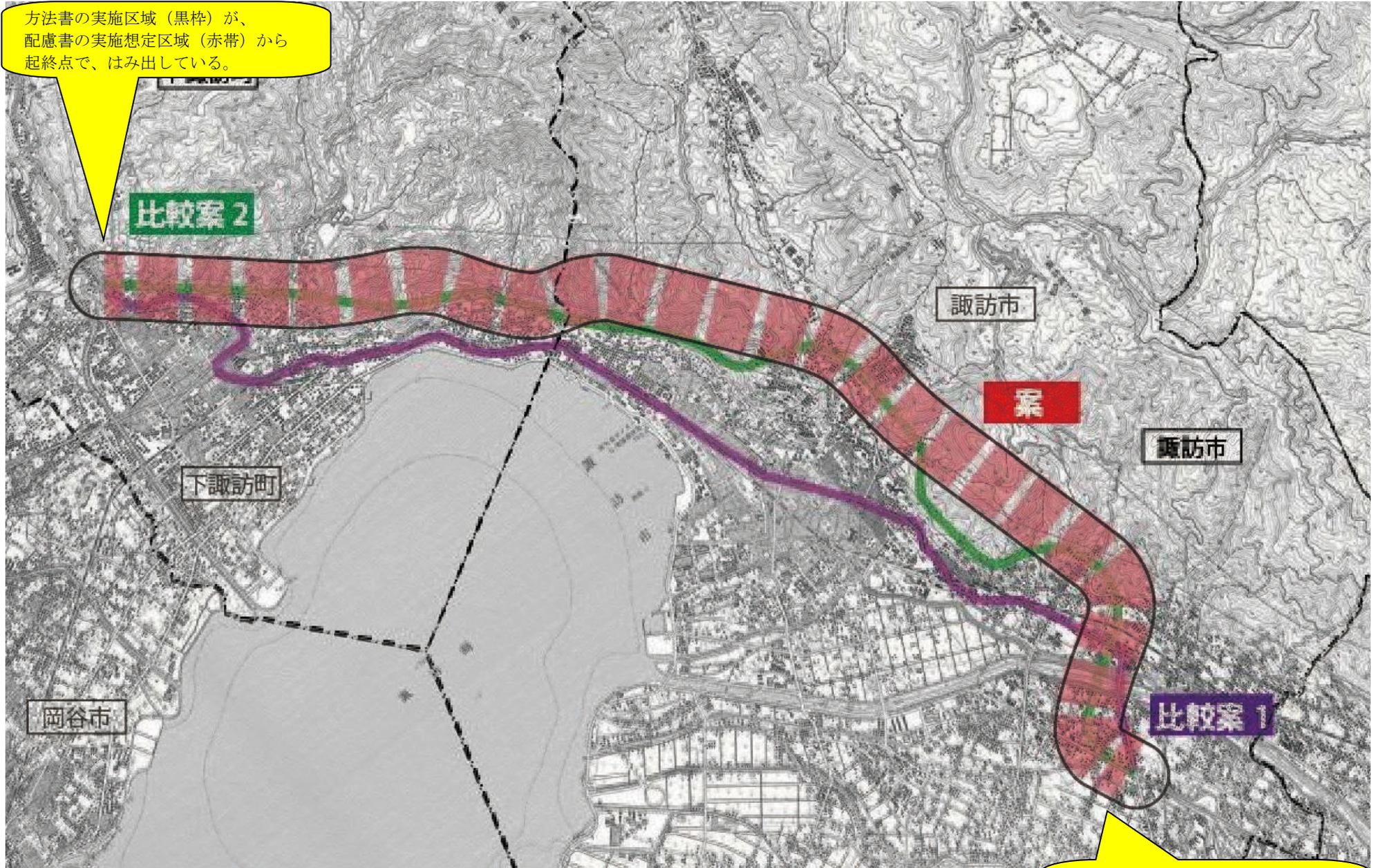
<p>※中部横断自動車道（長坂～八千穂） 「配慮書見なし書類（H26.12.26）」のルート帯</p>	<p>※中部横断自動車道（長坂～八千穂） 「方法書（R1.8.1）」の実施区域</p>
<p>【参考】対応方針（案）</p> <p>【ルート帯案の考え方】 ・土地利用（住宅地・集落、別荘地、農地）への配慮 ・自然環境（貴重な動植物の生息地、湧水群）や景観に配慮 ・観光地（清里地域等）へのアクセス性に配慮 ・コスト削減に配慮</p> <p>【IC概略位置（山梨県側）の考え方】 ・住宅地・集落や公共施設へのアクセス性に配慮 ・観光地（清里地域等）へのアクセス性に配慮 ・主要な道路への連絡に配慮 ・連絡位置の間隔に配慮</p> <p>中部横断自動車道（長坂～八千穂）L=約34km 新たに道路を整備する区間</p>  <p>https://www.ktr.mlit.go.jp/shihon/shihon00000133.html</p>	 <p>https://www.pref.yamanashi.jp/toshikei/kannkyoueikyoyouka/r1hutamakiyosatokannkyoueikyoyouka.html</p>



方法書の実施区域が、配慮書
 みなし書類のルート帯とは
 異なっているが、方法書のやり
 直しには至っていない。

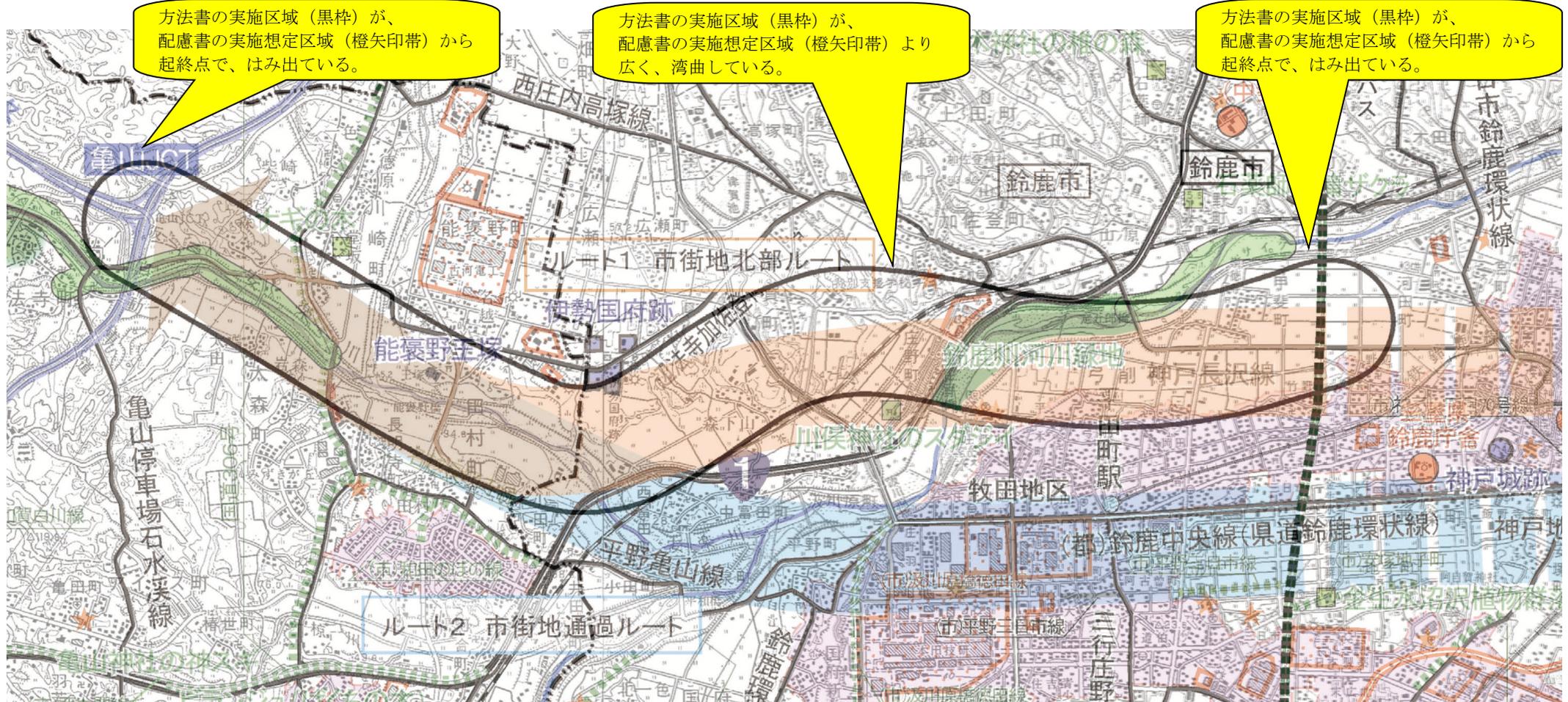
(2) 諏訪バイパス 方法書 (H29 年) の実施区域と配慮書の実施想定区域の違い

方法書の実施区域 (黒枠) が、
配慮書の実施想定区域 (赤帯) から
起終点で、はみ出している。

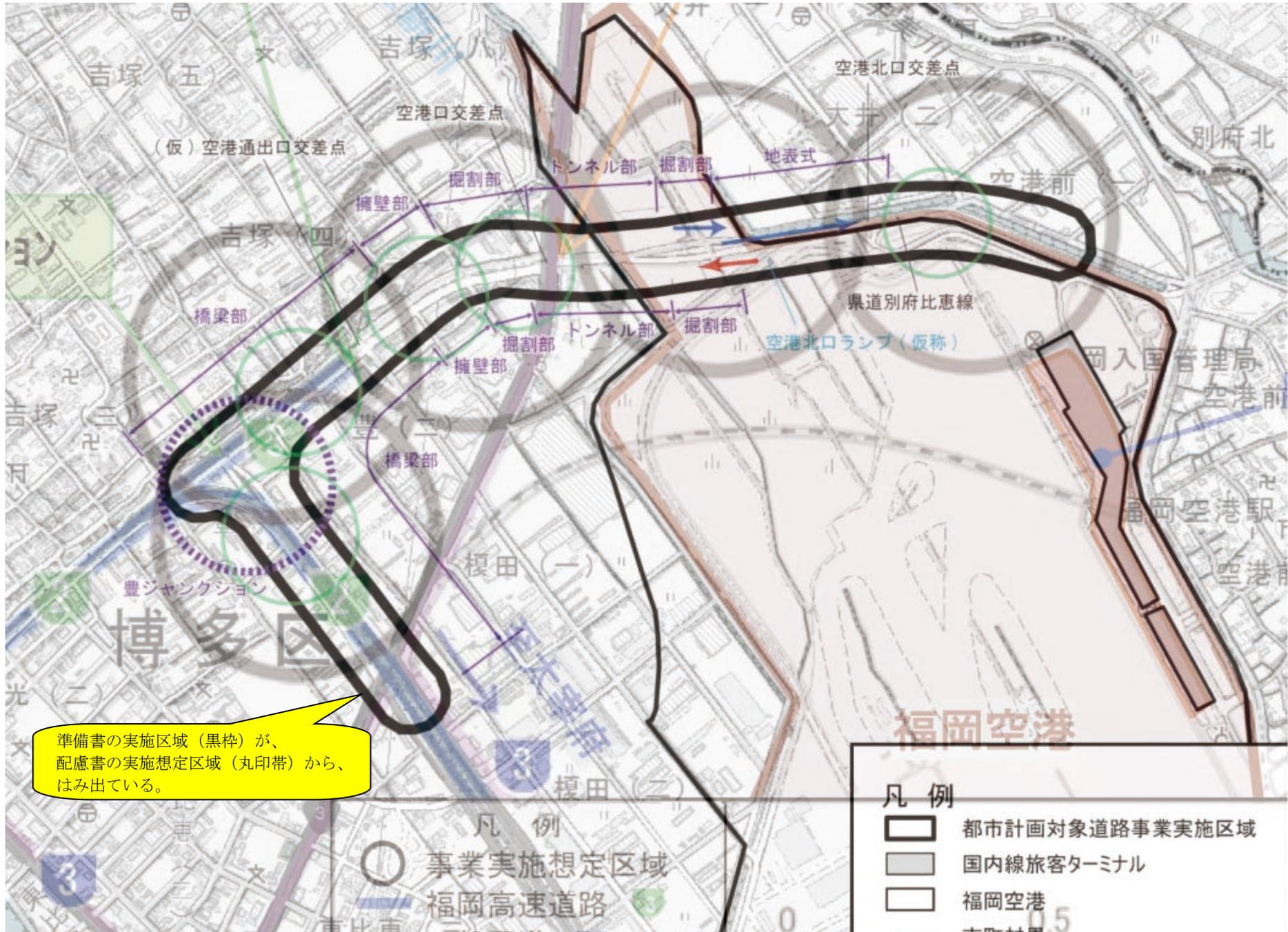


方法書の実施区域 (黒枠) が、
配慮書の実施想定区域 (赤帯) から
起終点で、はみ出している。

(3) 鈴鹿亀山道路 方法書 (H27 年) の実施区域と配慮書の実施想定区域の違い



(4) 福岡都市高速 3 号延伸 準備書 (H31 年) の実施区域と配慮書の実施想定区域の違い



準備書の実施区域 (黒枠) が、
配慮書の実施想定区域 (丸印帯) から、
はみ出ている。

5.2. 法的な位置づけ

方法書の実施区域の法的な位置づけは、「事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築）が「実施されるべき区域」（環境影響評価法第二条 1 項、五条 1 項 3 号）である。

計画段階評価のルート帯や、配慮書の実施想定区域との関係についての記載はありません。

一方、環境省の「計画段階配慮書手続きに係る技術ガイド」においては、方法書の実施区域が配慮書の実施想定区域と異なる場合は「あり得る」とされている。

従って、方法書の実施区域について、配慮書の実施想定区域と異なることは法的に問題はない。

5.3. 配慮書のやり直し要否

環境影響評価法では、「事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続」が第 28 条に定められているが、やり直しを要する時期は「方法書の公告以降」において、「対象事業の内容（実施区域の位置等）を修正しようとする場合」であり、配慮書の「事業実施想定区域」から方法書の「事業実施区域」への変更についてはやり直し要件は規定されていない。

環境省の「計画段階配慮書手続きに係る技術ガイド」においても、配慮書手続きをやり直す必要は無い、と明記されている。

従って、配慮書の「事業実施想定区域」と異なる「事業実施区域」を設定する場合でも、配慮書のやり直しは法的に必要なない。

※計画段階配慮書手続きに係る技術ガイド、平成 25 年 3 月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、p. 12-13

3) 計画熟度が低い場合の複数案の設定方法について

・計画段階配慮で環境影響を検討するにあたり、計画熟度が低い場合には予測条件に必要な事業計画（諸元）を設定することができないことも想定される。計画段階配慮の目的は重大な環境影響の回避・低減にあることを踏まえ、このような段階で複数案を設定する一つの考え方として、現実的な範囲で想定しうる事業計画を設定し複数案を作成することが考えられる。その際には、複数案で環境影響の程度が比較できるように位置・規模等のバリエーションをもたせた複数案を設定することが望ましい。

・なお、配慮書段階の手続以降、方法書手続に至るまでの間に、環境面、社会面及び経済面等から総合的に検討され事業計画が具体化していくため、配慮書に記載した複数案の中に、必ずしも最終的な事業計画が含まれない場合もあり得る。このような場合においても、配慮書手続をやり直す必要はないが、方法書においては、最終案に至った過程における環境面からの検討の経緯を示すことが必要である。

※環境影響評価法（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）

第二十八条 事業者は、第七条の規定による公告【方法書の公告】を行ってから前条の規定による公告【評価書の公告】を行うまでの間に第五条第一項第二号に掲げる事項【対象事業の目的及び内容】を修正しようとする場合（第二十一条第一項又は第二十五条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続【方法書の作成から評価書の公告・縦覧まで】を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

注) 【】は説明用に加筆。

※演者所見

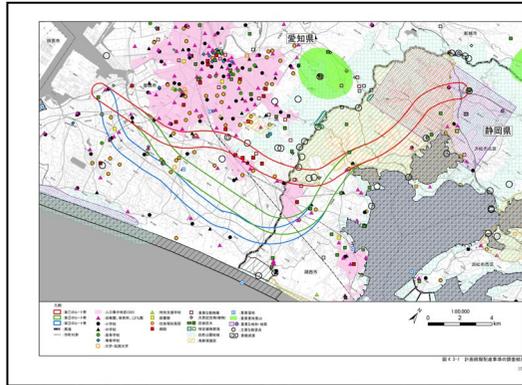
ただし、公表した配慮書の「事業実施想定区域」と、著しく異なる区域を方法書で「事業実施区域」として縦覧することは、環境影響評価法の精神に反するものと考えられ、住民からの批判等を招く可能性が高いため、必要最低限の変更（一部の幅を広げる、数百 m 位置がずれる等）に留めるべきと考えられます。

5.4. 計画段階評価との関係

方法書の実施区域を計画段階評価や配慮書から変更するにあたり、計画段階評価の再評価を行う規定や事例は確認されなかった。

なお、方法書の縦覧前であるが、計画段階評価のルート帯から、複雑な構造が想定される一部の接続の検討範囲を広げた案を地方小委員会にかけた事例として、「浜松湖西豊橋道路」の事例が確認された。

浜松湖西豊橋道路
配慮書 R3 年 12 月の実施想定区域



計画段階評価 R3, 11 月のルート帯



地方小委員会 R5. 11 月：複雑な構造が想定される一部の接続の検討範囲を広げた案



5.5. 方法書の経緯の記載事例

配慮書の実施想定区域から方法書の実施区域までに検討した「環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」は、環境影響評価法施行規則第1条の5において、方法書に記載するよう定められている。

実施区域が広がった場合の配慮経緯の記載事例として、「鈴鹿亀山道路」における経緯の記載事例を示す。

実施想定区域から実施区域への形状の変更については、明記されていない。

※環境影響評価法施行規則第1条の5

法第五条第一項第八号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三条の三第一項の規定により配慮書を作成した場合については、次に掲げるもの

(中略)

- ハ 法第三条の二第一項の規定による事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

鈴鹿亀山道路 方法書 (H27 年) の実施区域と配慮書の実施想定区域の違い



鈴鹿亀山道路 方法書 (H27. 11 月)

第3回有識者委員会において、これらの複数案について、以下の結果が得られました。

- ルート1：市街地を回避するため、生活環境への影響、自然環境への影響はルート2よりも大きい
 - ルート2：市街地を通過するため、生活環境への影響、自然環境への影響はルート1よりも小さい
- 以上の検討結果を踏まえて、配慮書に反映しました。

(2) 計画段階環境配慮書以降方法書までの検討の経緯

第4回有識者委員会において、比較評価結果を基に、た結果、有識者委員会からは、政策目標の達成がより一層なる「ルート1 市街地北部ルート」を選定することが妥当であるとの意見をいただきました。

また、選定したルート帯案を実施するにあたっての対応方針を以下のとおりとしました。

- ・ 自然環境や重要な史跡等への配慮
今後、計画ルートの詳細な検討にあたり、自然環境や史跡等への影響にできる限り配慮します。特に、ルート1は、植物（天然記念物）への影響の可能性があると評価しているため、計画ルートの詳細な検討にあたり、できる限り配慮します。
- ・ 景観への配慮
今後、計画ルートの詳細な検討にあたり、周辺景観への影響に配慮します。

以上の計画検討プロセスにおいていただいた有識者委員会や県民等の意見を踏まえ、平成27年9月16日、三重県知事によりルート帯が決定されました。



図 3.2-2 意見聴取の状況

5.6. 実務上の課題

(1) 見直し検討

実施区域が拡大される場合には、やり直しの規定は無いものの、下記についての見直し検討を行うことが想定される。

- ① 計画段階評価における比較評価結果に変更が生じるか
- ② 配慮書における影響評価結果に変更が生じるか
- ③ 意見照会をする自治体の追加が生じるか

⇒ 地方小委員会に複雑な構造が想定される一部の接続の検討範囲を広げた案を諮った事例は確認されたが、配慮書手続きをやり直した事例はなく、法的にはやり直す必要はないことが確認された。

(2) 地域概況の調査区域の拡大

実施区域が拡大される場合には、地域概況の調査範囲である「一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」(国土交通省令第十八条)、すなわち道路環境影響評価では「実施区域から概ね3km範囲」(道路環境影響評価の技術手法)も拡大される。

先行して文献調査を進めていた場合には、下記の追加作業が想定される。

- ① 文献資料収集の追加
- ② 作図範囲の拡大
- ③ 作表の対象市町村

(3) 環境影響評価項目の追加検討

実施区域が拡大される場合には、拡大された実施区域及び「環境影響を受ける範囲と認められる地域(実施区域から概ね3km範囲)」に、新たに含まれる環境要素について、環境影響評価項目への追加検討が想定される。

特に、景観の眺望点が「実施区域から概ね3km範囲」に新たに含まれる場合には、評価項目として景観を追加すべきか検討する必要がある。

(4) 現地調査の調査範囲の拡大

実施区域が拡大される場合には、現地調査の調査範囲・地点についても拡大の必要性の検討が必要である。現地調査の範囲は、環境要素毎に「0~500m, 1.5km, 3km」が目安とされる(道路環境影響評価の技術手法)。

先行して現地調査を進めていた場合には、下記に留意した検討が重要と考えられる。

- ① 動物・植物・生態系の調査範囲・時期
- ② 景観の調査地点・時期

⇒ 四季調査が基本であり、作業量が大きいため、事業スケジュールを勘案した検討が重要

(5) 送付市町村の拡大

実施区域が拡大される場合には、「環境影響を受ける範囲と認められる地域(実施区域から概ね3km範囲)」に、新たな地方自治体が含まれるか否かに留意することが重要である。方法書段階で新たな市町村が追加される場合には、下記の対応が重要である。

- ① 担当部署への計画段階評価や配慮書の経緯説明
- ② 方法書の文献資料調査に係る協力依頼
- ③ 方法書の送付に伴う首長意見の作成依頼